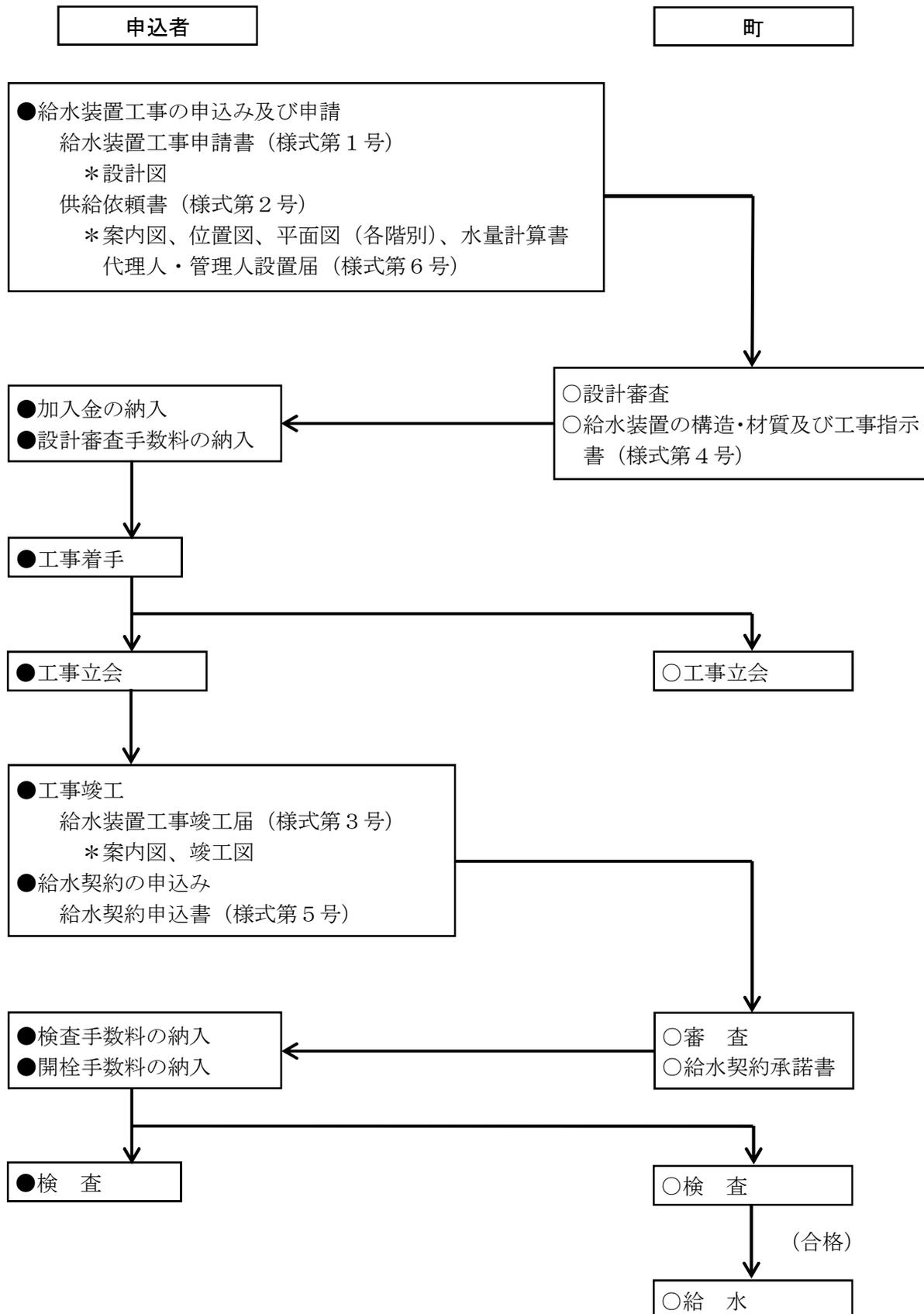


給水装置工事のながれ



給水装置工事事業者の義務

- ① 給水装置工事ごとに越生町水道事業指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して規程第11条第1項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。
- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- ③ 施行した給水装置ごとに、①の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保有すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 規程第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

給水装置工事主任技術者の責務

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関し、町長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ロ 規程第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ハ 給水装置工事を完了した旨の連絡